

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案について（概要）

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課

1. 改正の趣旨

- 確定拠出年金制度の普及を図るため、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号。以下「令和7年改正法」という。）により、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）の一部が改正され、令和8年12月1日から施行されるとともに、国民年金基金令等の一部を改正する政令（令和7年政令第442号。以下「改正政令」という。）による改正後の国民年金基金令（平成2年政令第304号）等が令和8年12月1日から施行されることに伴い、確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成13年内閣府・厚生労働省令第6号。以下「運管令」という。）について所要の規定の整備を行う。

2. 改正の概要

- (1) 運管令様式第7号について、以下の改正を行う。
 - 令和7年改正法により、企業型確定拠出年金における事業主が拠出する事業主掛金に上乗せして加入者が拠出する加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えてはならないという制限が撤廃されたこと及び改正政令により、国民年金基金の掛金の額の上限及び確定拠出年金制度の拠出限度額の引上げが行われたことを踏まえ、当該様式中の拠出限度額に係る表において、行を追加する。
 - 令和7年改正法により、簡易企業型年金の仕組みを廃止されたことを踏まえ、当該様式中の簡易企業型年金に係る表及び記載を削除する。
 - その他、所要の改正を行う。
- (2) (1)による改正後の運管令様式第7号は、令和8年12月1日以後に終了する企業型確定拠出年金の事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例によるものとする経過措置を設ける。

3. 根拠条項

- 確定拠出年金法第102条

4. 施行期日等

- 公布日：令和8年6月（予定）
- 施行期日：令和8年12月1日